

貿易摩擦の発生と日豪関係の全般的危機

—1970年代—

遠山嘉博

- I はじめに
- II 日豪経済の「不均等な相互依存」
—貿易摩擦の原因 (1)—
 - 1 日豪相互依存の実態
 - (1) オーストラリアの輸出入の対日依存の推移
 - (2) 日本の輸出入の対米・対豪依存の比較
 - (3) 日豪貿易におけるオーストラリアの大幅黒字・日本の恒常的赤字
 - (4) 特定商品の輸出入の相手国への依存度
 - 2 不均等な相互依存の構成要因
 - (1) 国民経済の規模の差
 - (2) 貿易依存度の差
 - (3) 貿易の相手国への依存度の差
 - (4) 輸出商品の特化度の違い
 - (5) 主要輸出入商品の相手国への依存度の差
- III 「長期契約」をめぐる日豪の対立
—貿易摩擦の原因 (2)—
 - 1 供給側にとって不可欠な長期契約
 - 2 買い手側の長期契約逸脱志向
 - 3 長期契約に関する日豪間の認識ギャップ
- IV 貿易摩擦の頻発
 - 1 鉄鉱石のカットバック問題
 - (1) 1972年の最初のカットバック
 - (2) 1978年のカットバックの大幅拡大
 - (3) 反省と教訓

- 2 牛肉紛争
 - (1) 1974年の第1次牛肉紛争
 - (2) 1976年の第2次牛肉紛争
 - (3) 反省と教訓
 - 3 砂糖戦争
 - (1) 1975年の砂糖協定
 - (2) 国際相場の激変と契約の破綻
 - (3) 反省と教訓
 - 4 長期契約弾力化の諸方策
 - (1) 長期契約の弾力化交渉
 - (2) 長期契約の弾力化私案
- V おわりに

I はじめに

1960年代前半にオーストラリアでは、鉄鉱石輸出の解禁、鉄鉱石の探鉱・発見の急進展、そして西オーストラリアにおける膨大な鉄鉱石鉱床の発見と開発がみられた。1960年代後半には、西オーストラリアの鉄鉱石の大量供給は、時あたかも高度経済成長と重化学工業化の只中にあった日本の鉄鉱石の大量需要と合致し、日本への大量輸出に結びついた。その結果、日豪の経済関係は従来の単なる相互補完の域を超えて、相互依存へと深化していった。両国は相互に相手国を自国経済にビルトインし、もはやそれなしには円滑な経済運営が進展し難いまでに関係が緊密化していったのである。

この日豪経済の相互依存は、両国の需給一致の時期においては双方の経済成長を促進し、雇用と所得の増大に大きく貢献したが、その反面において、相互依存への関係緊密化のゆえにこそ、1970年代になると日豪間の需給の齟齬のもとに、貿易摩擦の相次ぐ発生をもたらすこととなった。それは、単なる経済関係における摩擦にとどまらず、外交上の衝突や政治問

題化を通して日豪関係全般に深刻な亀裂を生ぜしめ、危機的狀態を招来したのである。

本章では、このような 1970 年代における日豪経済関係の重大な変化と危機的状況を検討する。まず、貿易摩擦をもたらした原因として、第 1 に、日豪経済の不均等な相互依存の実態を分析し、第 2 に、長期契約とそれをめぐる日豪間の認識ギャップを明らかにする。ついで、1970 年代に頻発した貿易摩擦を、具体的事例に沿ってフォローする。さらに、それぞれのケースの反省をふまえて、そこから学ぶべき教訓を明示する。

II 日豪経済の「不均等な相互依存」

——貿易摩擦の原因 (1) ——

1 日豪相互依存の実態

西オーストラリアと日本の経済的相互依存の実態、そこにおける不均等性の内包については、第 6 章でみた通りである。ここでは、日豪貿易摩擦との関連上、それを日豪の経済的相互依存に置き換えて分析しよう。

オーストラリアと日本の相互依存は、西オーストラリアと日本の相互依存に比して、依存の不均等性は若干緩和されたものとなる。しかしながら、オーストラリア側の日本への過度依存、不均等な一方的依存という本質には変わりはない。まず、日豪間の輸出入全体について、つぎに個別商品の輸出入について、不均等な相互依存の実態をみてみよう。

(1) オーストラリアの輸出入の対日依存の推移

表 8-1 は、オーストラリアの輸出先上位 5 カ国とそのシェアの推移を、表 8-2 は、オーストラリアの輸入先上位 5 カ国とそのシェアの推移をみたものである。そこから、つぎの諸点を指摘することができる。

オーストラリアの国別輸出市場の推移をみると、第 1 に日本の急速な伸長が目を引く。日本は 1950 年代前半にはシェアは 1 桁台と小さく、第 3

貿易摩擦の発生と日豪関係の全般的危機

表 8-1 オーストラリアの輸出先上位 5 カ国とそのシェア(1954-55~2002-03 年)

年度 順位	1954-55	1955-56	1960-61	1965-66
1 位	イギリス 37.5%	イギリス 33.3%	イギリス 21.5%	イギリス 17.4%
2 位	フランス 8.4	日本 11.2	日本 17.4	日本 17.3
3 位	日本 7.7	フランス 8.7	アメリカ 7.8	アメリカ 12.4
4 位	アメリカ 6.9	アメリカ 7.1	ニュージーランド 6.7	ニュージーランド 6.3
5 位	ニュージーランド 5.0	ニュージーランド 5.3	フランス 5.5	フランス 4.3
年度 順位	1966-67	1970-71	1975-76	1976-77
1 位	日本 19.4%	日本 27.1%	日本 33.1%	日本 34.0%
2 位	イギリス 13.4	アメリカ 11.9	アメリカ 10.0	アメリカ 8.7
3 位	アメリカ 11.9	イギリス 11.3	ニュージーランド 4.7	ニュージーランド 5.0
4 位	ニュージーランド 5.9	ニュージーランド 5.3	イギリス 4.2	イギリス 4.6
5 位	中国 4.3	パプアニューギニア 3.7	ソ連 3.9	西ドイツ 3.4
年度 順位	1977-78	1980-81	1985-86	1990-91
1 位	日本 31.8%	日本 27.2%	日本 28.4%	日本 27.5%
2 位	アメリカ 10.5	アメリカ 11.2	アメリカ 9.9	アメリカ 11.0
3 位	ニュージーランド 4.8	ニュージーランド 4.8	ニュージーランド 4.6	韓国 6.2
4 位	中国 4.7	イギリス 3.7	韓国 4.0	シンガポール 5.3
5 位	イギリス 3.9	中国 3.5	イギリス 3.5	ニュージーランド 4.9
年度 順位	1995-96	2000-01	2003-04	2004-05
1 位	日本 21.6%	日本 19.6%	日本 18.2%	日本 20.0%
2 位	韓国 8.7	アメリカ 9.7	中国 9.1	中国 10.2
3 位	ニュージーランド 7.4	韓国 7.7	アメリカ 8.7	韓国 7.7
4 位	アメリカ 6.1	ニュージーランド 5.7	韓国 7.8	アメリカ 7.4
5 位	中国 5.0	中国 5.7	ニュージーランド 7.4	ニュージーランド 7.2

(出所) Year Book Australia, various issues, and others, より作成.

位であり、1位イギリスのシェアは40%近くで圧倒的であり、大差があった。ただ、1955-56年に日本のシェアは2桁台に乗り、順位もフランスを抜いて2位に浮上した。国別2位の座は1960年代前半まで不変であったものの、その間にシェアは徐々に高まり、1965-66年には17.3%で、1位イギリスの17.4%と差はわずかとなった。日豪鉄鉱石貿易の開始を受けて1966-67年には日本のシェアは19.4%で国別1位となり、オースト

貿易摩擦の発生と日豪関係の全般的危機

表 8-2 オーストラリアの輸入先上位 5 カ国とそのシェア(1955-56~2004-05 年)

年度 順位	1955-56	1960-61	1965-66	1970-71
1 位	イギリス 43.5%	イギリス 31.4%	イギリス 25.8%	アメリカ 25.1%
2 位	アメリカ 12.1	アメリカ 20.0	アメリカ 23.9	イギリス 21.4
3 位	西ドイツ 4.3	西ドイツ 6.1	日本 9.5	日本 13.8
4 位	アラブ諸国 3.5	日本 6.0	西ドイツ 5.7	西ドイツ 7.1
5 位	日本 2.8	カナダ 4.2	カナダ 3.7	カナダ 4.0
年度 順位	1975-76	1980-81	1985-86	1990-91
1 位	アメリカ 20.1%	アメリカ 22.0%	日本 23.8%	アメリカ 23.5%
2 位	日本 19.5	日本 19.1	アメリカ 21.0	日本 18.1
3 位	イギリス 13.5	イギリス 8.4	西ドイツ 7.9	イギリス 6.7
4 位	西ドイツ 6.6	西ドイツ 5.7	イギリス 7.3	ドイツ 6.4
5 位	ニュージーランド 3.0	サウジアラビア 5.4	ニュージーランド 4.2	ニュージーランド 4.4
年度 順位	1995-96	2000-01	2003-04	2004-05
1 位	アメリカ 22.6%	アメリカ 18.9%	アメリカ 15.2%	アメリカ 14.2%
2 位	日本 13.9	日本 13.0	日本 12.3	中国 13.3
3 位	イギリス 6.3	中国 8.4	中国 11.7	日本 11.5
4 位	ドイツ 6.2	イギリス 5.3	ドイツ 6.1	ドイツ 5.8
5 位	中国 5.2	ドイツ 5.2	イギリス 4.1	イギリス 4.0

(出所) *Year Book Australia*, various issues, and others, より作成。

ラリア最大の輸出市場となったのである。それに代わって、同年 2 位のイギリスのシェアは 3 位アメリカと大差なく、その翌年に順位は逆転してしまう。1974-75 年にはニュージーランドとも順位は逆転し、1977-78 年にはさらに中国とも順位は逆転する。こうして、1971 年のイギリスの EEC 加盟後、かつては圧倒的シェアを誇ったイギリス市場は、1970 年代央を境に 1 桁台後半から 1 桁台前半へと、小さな輸出先に転落してしまうのである。ここから、オーストラリアの輸出貿易における日本市場の圧倒的地位の確立と、かつての宗主国イギリスの凋落が明白である。

第 2 に、オーストラリアの輸出先における日本の 1 位の座は、単にトップ市場であるというだけでなく、2 位アメリカとの差は年々拡大し、いわば「ガリバー型カスタマー」の地位にあることが明らかである。1976-

77年に日本のシェアは過去最高の34.0%に達し、オーストラリアの輸出の実に3分の1以上を占め、2位アメリカの8.7%の4倍以上のシェアを占めたのである。ただ、1970年代に貿易摩擦の深刻な事態が発生し、オーストラリアは日本1国への過度依存の危険性憂慮のもとに、輸出先の分散化に努めてきた。しかしながら、日本に代わる大市場はいまだに他にないが現状である。2000年代の近年においても、日本のシェアは低下したとはいえなお20%近くの高水準にあり、2位アメリカのほぼ2倍の大きさを保っている。ただ、2000年代にはいつてからは、中国市場の台頭が目覚ましい。中国は2000-01年の5位（シェア5.7%）から2001-02年には4位（6.4%）に浮上し、さらに2003-04年にはアメリカを抜いて2位（9.1%）に上昇している。それでも日本のガリバー型顧客の地位は変わらず、2位中国の2倍の大きさを保っている。

一方、オーストラリアの国別輸入先の推移をみると、つぎの2点が明らかである。第1に、オーストラリアの輸入先としての日本のシェアは、1960年代半に9.5%を占めて3位であったが、1位イギリスの25.8%、2位アメリカの23.9%とは大差があった。3位の座は1970年代半まで変わらなかったが、1960年代後半に1位となったアメリカおよび2位に落ちたイギリスとの差は徐々に縮まり、1972-73年にはわずかとなった。1973-74年に日本は17.8%のシェアで、イギリスの14.0%を抜いて初めて2位となり、その後現在に至るまで2位の座を保持している。1985-86年には23.8%のシェアで、21.0%のアメリカを抜いて例外的に1位となっている。

第2に、日本はアメリカと大差のない2位、そして3位とは大差をつけるの2位であることから、オーストラリアにとって日本は、長期にわたりアメリカと並ぶ「複占的ソーサー」の地位にあるといえる。ただ、最近是中国の進出が目覚ましく、たとえば2003-04年のシェアではアメリカ15.2%、日本12.3%に次いで中国は11.7%となり、さらに最新の統計で

は、2004-05年に日本は中国に取って代われ、3位に転落している。すなわち、アメリカ14.2%、中国13.3%、そして日本11.5%の順位となっている。

(2) 日本の輸出入の対米・対豪依存の比較

他方、わが国にとってオーストラリアは、表8-3にみられるように、1978年現在で輸出市場としては第8位、輸入市場としては第3位にあり、輸出と輸入の総額に占めるオーストラリアの比率は、輸出で2.8%、輸入でも6.7%にすぎない。同じ年に最大の相手国アメリカは、輸出では25.5%を占めて、2位韓国(6.2%)以下を大きく引き離しており、輸入では18.6%で、2位サウジアラビア(10.7%)に大差をつけている。輸出入ともに圧倒的な比重を占めるアメリカに比べると、オーストラリアの比重はきわめて小さく、さして重要な貿易相手国というわけではない。オーストラリアへの輸出が比率(順位)においてさほど高くないのは、オーストラリアの希薄な人口による市場の狭さと同国の製造業保護政策によるのである(近年

表8-3 オーストラリアおよび日本の貿易構造(1969-70~1977-78年)

	オーストラリア					日 本				
	年度	対日依存		対米依存		年	対豪依存		対米依存	
		総計に占めるシェア(%)	国別順位	総計に占めるシェア(%)	国別順位		総計に占めるシェア(%)	国別順位	総計に占めるシェア(%)	国別順位
輸 出	1969-70	24.8	1	13.5	2	1970	3.0	5	30.7	1
	1974-75	28.1	1	9.5	2	1975	3.1	6	20.0	1
	1975-76	33.1	1	10.0	2	1976	3.4	4	23.3	1
	1976-77	34.0	1	8.7	2	1977	2.9	7	24.5	1
	1977-78	31.7	1	10.5	2	1978	2.8	8	25.5	1
輸 入	1969-70	12.4	3	24.9	1	1970	8.0	2	29.4	1
	1974-75	17.5	2	20.6	1	1975	7.2	4	20.1	1
	1975-76	19.5	2	20.1	1	1976	8.3	3	18.2	1
	1976-77	20.7	2	20.8	1	1977	7.5	3	17.5	1
	1977-78	18.9	2	20.8	1	1978	6.7	3	18.6	1

(出所) Department of Trade and Resources, Australia: *Pattern of Trade 1977-78, 1978, Part 1* および『通商白書』各年版より作成。

貿易摩擦の発生と日豪関係の全般的危機

は、製造業の保護は大幅に削減された。これについては第 10 章で検証する)。

(3) 日豪貿易におけるオーストラリアの大幅黒字・日本の恒常的赤字

1960 年代から 70 年代にかけてのオーストラリアの対日貿易の推移が、表 8-4 に示されている。ここから、つぎの 3 点が明らかである。第 1 に、オーストラリアの輸出入の伸び率は、対日輸出入の伸び率とほぼ完全に歩調を合わせている。これは、対日貿易の比重の大きいことから当然のことではあるが。第 2 に、日豪貿易においてわが国は一貫して入超であり、オーストラリアの貿易黒字への主たる貢献者となっている。第 3 に、わが国の赤字は単に恒常的であるだけでなく、年々拡大する傾向にある。わが国の対豪貿易の収支尻は、最大の相手国であるアメリカとの貿易収支尻と対照的である。そのため、同じように貿易摩擦といっても、その発生する局面は対米輸出と対豪輸入というように全く異なるのである。

(4) 特定商品の輸出入の相手国への依存度

以上の検討から、日豪貿易においてオーストラリア側の対日依存度がきわめて高いこと、日本側にとってオーストラリアは重要な貿易相手国ではあるとしても、対豪依存度ははるかに低いこと、が明らかとなった。

表 8-4 オーストラリアの貿易の推移 (1968-69~1977-78)
(FOB 建て, 単位: 100 万ドル) (△は赤字)

	総輸出		総輸入		貿易 収支	対日輸出		対日輸入		対日貿易 収支
	金額	対前年比 (%)	金額	対前年比 (%)		金額	対前年比 (%)	金額	対前年比 (%)	
1968-69	3,374.3	—	3,468.5	—	△94.2	822.1	—	414.7	—	407.4
1969-70	4,137.2	122.6	3,881.2	111.9	256.0	1,025.3	124.7	481.2	116.0	544.1
1970-71	4,375.8	105.8	4,150.0	106.9	225.8	1,190.9	116.2	573.6	119.2	617.3
1971-72	4,893.4	111.8	4,008.4	96.6	885.0	1,360.1	114.2	628.6	109.6	731.5
1972-73	6,213.7	127.0	4,120.7	102.8	2,093.0	1,932.3	142.1	739.0	117.6	1,193.3
1973-74	6,914.4	111.3	6,085.0	147.7	829.4	2,158.1	111.7	1,085.0	146.8	1,073.1
1974-75	8,725.8	126.2	8,079.9	132.8	645.9	2,456.2	113.8	1,417.6	130.7	1,038.6
1975-76	9,639.8	110.5	8,240.2	102.0	1,399.6	3,192.1	130.0	1,609.6	113.5	1,582.5
1976-77	11,646.4	120.8	10,410.6	126.3	1,235.8	3,955.6	123.9	2,150.0	133.6	1,805.6
1977-78	12,248.4	105.2	11,166.8	107.3	1,081.6	3,877.3	98.0	2,111.8	98.2	1,765.5

(出所) *Ibid.*, Part 1, Tables 1 and 2 より作成。

貿易摩擦の発生と日豪関係の全般的危機

表 8-5 特定商品の輸出入に関する日豪の相互依存（1977-78 年）

	オーストラリアの 対日輸出額 (100 万ドル)	オーストラリアの 対日依存度 (%)	輸出国 順位	日本の 対豪依存度 (%)	輸入国 順位
石炭	1,091.5	74.7	1	46.2	1
鉄鉱石	733.0	79.6	1	43.4	1
銅鉱	24.6	76.9	1	— ⁽⁶⁾	— ⁽⁶⁾
亜鉛鉱	23.5	52.5	1	24.7	3
鉛鉱	6.1	14.5	3	12.9	3
ボーキサイト	60.1 ⁽³⁾	57.7 ⁽⁴⁾	1	63.0	1
マンガン鉱	29.1 ⁽³⁾	60.7 ⁽⁴⁾	1	28.5	2
羊毛	352.8 ⁽⁵⁾	30.0	1	78.5	1
砂糖	217.7	40.6	1	50.7	1
小麦	116.0	11.5	2	18.3	3
牛肉	96.6	11.7	2	24.8	2
羊肉	78.3	43.4	1	78.5	1
チーズ	24.3	43.9	1	34.6 ⁽⁴⁾	2 ⁽⁴⁾
木材	82.5	87.5	1	—	—

(注)(1) オーストラリアの数字は 1977-78 年度（ボーキサイトとマンガン鉱を除く）、日本の数字は 1978 年暦年。

(2) オーストラリアの対日依存度は、オーストラリアの当該品目輸出に占める日本向けシェア。日本の対豪依存度は、日本の当該品輸入に占めるオーストラリアからのシェア。

(3) オーストラリアの統計では項目として分類されていないため、日本の通商白書から算出した 1978 年暦年の数字。

(4) 1975 年の OECD 向け輸出に占める日本向け輸出のシェア。

(5) 未加工品 2 億 8,720 万ドルと加工品 6,560 万ドルの合計。

(6) ちなみに、1977 年は 0.05% で 7 位であったが、1978 年はそれ以下に低下した。

(出所) *Ibid.*, Part 2, Table 2 および『通商白書』昭和 54 (1979) 年、総論 II-3-2 表、各論 III-7-5 表などより作成。

つぎに、相互依存の質的内容ともいべき主要な輸出入商品の相手国への依存度をみると、すでにみた輸出入全体の相手国へのマクロ的依存度をはるかに上回る相互依存の不均等性、オーストラリアの対日過度依存の実態が明らかとなる。

今これを商品別にみると、オーストラリアにとって日本が最大の輸出先となっているものは、1977-78 年現在では、表 8-5 に掲げた石炭、鉄鉱石、銅鉱、亜鉛鉱、ボーキサイト、マンガン鉱などの鉱物資源、羊毛、砂

糖、羊肉、チーズなどの農畜産物、そして木材というように、実に多品目にわたっている。これらのほかにも、麦芽（総輸出中の対日輸出シェア 62.5%、以下同じ）、大麦（50.2%）、燕麦（59.7%）、マトン・ラム（43.4%）、魚介類（50.0%）などで日本は第 1 位の輸出相手国となっている。ところが、これらの品目において日本の輸入がオーストラリアに依存する場合は、同様に高いとはいえ、オーストラリアの輸出の対日依存度よりは総じて低い。したがって、日本の資源、食糧の輸入は、オーストラリアの日本に対する輸出集中度に比べると分散した状態にあるといえる。ただ詳細にみると、鉱物資源ではオーストラリアの輸出の対日依存度の方が日本の輸入の対豪依存度よりもはるかに高いのに対し、農畜産物では逆に、日本の輸入の対豪依存度の方がオーストラリアの輸出の対日依存度よりもやや高いことがわかる。このことは、全体としてオーストラリアの輸出の対日依存度の方が日本の輸入の対豪依存よりも現在において¹⁾より高いというだけでなく、今後もいっそう高まるであろうことを示唆している。なぜならば、オーストラリア経済の今後の成長と発展は鉱業開発に大きく依存しているからであり、また、農産物需要の所得弾性値は低いからである。ただ、輸出先の分散化により対日依存度の軽減を図ることは可能であり、実際、オーストラリアはそのように努めてきている。

2 不均等な相互依存の構成要因

日豪経済の相互依存とはいうものの、それは大きな不均等性を内包する問題の多いものであることがわかった。では、この不均等な相互依存の原因、すなわち、顕著な不均等性をもたらした要因は何かを分析すると、つ

1) この点は日豪貿易の一般的特色として把握されている。e.g. John Crawford and Saburo Okita, *Australia, Japan and Western Pacific Economic Relations*, 1976, para. 4・22 [日豪調査委員会編『日豪と西太平洋経済』日本経済研究センター、昭和 51 (1976) 年、65-9 ページ]。

のように整理することができるであろう（順序は、マクロ的要因からミクロ的要因へととなっている）。

(1) 国民経済の規模の差

日豪の国民経済の規模を比較すると、1976年の日本のGDP 4億5,300万豪ドルに対してオーストラリアは1976-77年に8,150万豪ドルであった（いずれも時価）²⁾から、5.6対1の割合である。この結果、日本経済に占めるオーストラリアの比重と、オーストラリア経済に占める日本の比重は大きく異なり、日豪経済の相互依存から受ける影響の大きさは、両国間で大きく異なる。このことは、オーストラリア側でも十分自覚しており、たとえば『マイヤー報告』の1節は、つぎのように述べている。「オーストラリアと日本との間の2国間貿易の現在の規模からの不可避の結果として、経済的にみてもとび抜けて大きなパートナーである日本における経済的変動がオーストラリア経済に大きなはね返り（significant repercussions）をもたらし可能性は大きい」³⁾と。

(2) 貿易依存度の差

国民経済の貿易依存度にも差がある。GNPに対する輸出入合計の比で貿易依存度をみると、オーストラリアの方が日本よりも高い。したがって、日本経済に比べてオーストラリア経済の方が、貿易上の変動から受ける影響はより大きいことが明らかである。表8-6にみられるように、日

2) The Ad Hoc Working Committee on Australia-Japan Relations, *Australia-Japan Relations*, 1978, Annex E, *Australia and Japan: Key Statistics* より。ついでながら、1人当たりGDPでは、日本の4,016豪ドルに対してオーストラリアは5,829豪ドルであった。

しかしながら、その後GDPの差はさらに拡大し、ちなみに2003年に日本のGDPは4兆3,021億米ドル、オーストラリアは4,953億米ドルで、その比率は8.7対1である。1人当たりのGDPでは、日本の33,708米ドルに対してオーストラリアは24,880米ドルと逆転している（*IMD World Competitiveness Yearbook 2004*, June 2004）。ただし、この差の拡大は、貿易摩擦の激化を意味するものではない。

3) *Ibid.*, para. 4・9.

貿易摩擦の発生と日豪関係の全般的危機

表 8-6 オーストラリアおよび日本の貿易依存度 (1960~77年)

	オーストラリア			日 本		
	輸出依存度 (%)	輸入依存度 (%)	貿易依存度 (%)	輸出依存度 (%)	輸入依存度 (%)	貿易依存度 (%)
1960	12.9	15.6	28.2	9.6	10.6	20.2
1965	13.7	15.4	29.1	9.6	9.3	18.9
1970	14.4	15.3	29.7	9.8	9.6	19.4
1975	14.0	13.0	27.0	11.4	11.8	23.2
1977	14.1	14.4	28.5	11.8	10.4	22.2

(注) 輸出依存度は、国民総生産に対する輸出額 (FOB 価格) の割合。輸入依存度は、国民総生産に対する輸入額 (CIF 価格) の割合。貿易依存度は、国民総生産に対する輸出額 (FOB 価格) と輸入額 (CIF 価格) の合計の割合、すなわち、輸出依存度と輸入依存度の合計。

(出所) *Year Book Australia, various issues* および大蔵省『国際統計要覧』各年版より。

豪両国の貿易依存度の高さは、1960年代から70年代初め頃までは、オーストラリアは30%に近く、日本は20%前後であり、10%程度の開きがあった。その後、日本経済の国際化により日本の貿易依存度が高まってきたため、両国間の格差は縮小してきている。それでも1970年代央の5年間(1973-77年)の平均値でみると、オーストラリアは27.7%、日本は22.7%と5%の開きがあり、オーストラリア経済は日本経済よりも依然として貿易の影響をより受けやすい体質をもっていることを示している。

(3) 貿易の相手国への依存度の差

オーストラリアは輸出において日本への依存度が高く、日本は輸入においてオーストラリアへの依存度が高い。しかし、1970年代後半の5年間でみて、オーストラリアの輸出の対日依存度は30.9%ときわめて高く、輸入の対日依存度も18.5%と高い。その結果、往復の対日依存度は24.7%に達する。これに対して日本の対豪依存度は、輸出が3%前後、輸入が7%前後と低く、往復で5%程度にすぎない。輸出入ともにオーストラリアの対日依存度は日本の対豪依存度を3~4倍も上回っている。ここから、オーストラリア経済および貿易が日豪貿易から受ける影響は、日本の場合の数倍になることが明らかである。

(4) 輸出商品の特化度の違い

貿易の内容、とくに輸出商品構成をみると、オーストラリアは特定商品（農畜産物と鉱物資源）への特化が著しい。ちなみに、表 8-7 にある同国の 1977-78 年の輸出上位 5 傑に 6 位の牛肉を加えると、この 6 品目だけで総輸出の 50.0% を占める。これは、オーストラリアの輸出の安定性の欠如を意味している。これに対して日本の輸出は、重化学工業製品から軽工業製品に至るまで、きわめて多種多様な工業製品から成り立っており、安定性が比較的高いことを示している。

表 8-7 オーストラリア貿易の上位 5 傑（1977-78 年）
（単位：100 万ドル、カッコ内は全体に占める割合%）

品 目 別				
	輸 出		輸 入	
1 位	石炭	1,460.7 (11.9)	機械(電気を除く) ⁽¹⁾	1,868.4(16.7)
2 位	小麦	1,013.2(8.3)	原油および石油製品	1,154.7(10.3)
3 位	羊毛	993.4(8.1)	電気・通信機器 ⁽²⁾	944.2(8.5)
4 位	鉄鉱石	920.9(7.5)	自動車および同部品 ⁽³⁾	935.2(8.4)
5 位	化学製品	920.2(7.5)	化学製品 ⁽⁴⁾	864.5(7.7)
総合計		12,248.4(100.0)		11,166.8(100.0)
国 別				
	輸 出		輸 入	
1 位	日本	3,877.3 (31.7)	アメリカ	2,320.0(20.8)
2 位	アメリカ	1,290.7(10.5)	日本	2,111.8(18.9)
3 位	ニュージーランド	585.2(4.8)	イギリス	1,281.0(11.5)
4 位	中国	581.0(4.7)	西ドイツ	746.4(6.7)
5 位	イギリス	480.2(3.9)	ニュージーランド	360.1(3.2)
総合計		12,248.4(100.0)		11,166.8(100.0)

(注) (1) 内燃ピストン・エンジン（航空用を除く）（1.8%）、トラクター（1.1%）、事務機（2.9%）、繊維用機械（0.6%）、掘削機・測量機・中ぐり盤（1.5%）、その他非電気機械（8.8%）。

(2) 電力機械（1.8%）、通信機器（2.4%）、その他の電気機械（4.3%）。

(3) 乗用車（3.8%）、トラック（2.3%）、自動車部品（2.3%）。

(4) 有機・無機化学製品（3.4%）、医薬品（1.0%）、プラスチック原料（2.1%）、化学原料（1.2%）。

(出所) Department of Trade and Resources, *op. cit.*, Part 1, Tables 1, 2 and Part 2, Tables 1-4 より作成。

(5) 主要輸出入商品の相手国への依存度の差

表 8-5 でみたように、オーストラリアの輸出で対日依存度がトップの商品は、鉱物資源、農畜産物、木材など主要輸出品目のほとんどに及んでいる。しかも、その対日依存度の高さは、これらの商品の日本の輸入における対豪依存度よりはるかに高く、また、日本の輸出一般の対豪依存度よりもはるかに高い。オーストラリアの主要輸出品目にとって日本は圧倒的に大きな市場であるが、日本の主要輸出品目にとってオーストラリアは多くの市場のなかの一つにすぎない。

以上みてきたように、日豪経済の相互依存において、オーストラリアの対日依存度は日本の対豪依存に比べて量的にも質的にもはるかにより高度であることから、オーストラリアはそこからはるかにより大きな影響を受ける立場にあることが明らかである。オーストラリア側はこれを過度依存 (over-dependence) として捉え、同国が日本の政策に影響されることを危惧している⁴⁾。日豪経済の相互依存の考察において、この依存度の違いの確認は基本的に重要であることを強調しておきたい。

Ⅲ 「長期契約」をめぐる日豪の対立

——貿易摩擦の原因 (2) ——

オーストラリアの対日輸出は、その生産体制上長期契約を必須の要件とする。ところが、その順守をめぐって、供給側のオーストラリアと買い手側の日本との間に大きな認識ギャップが存在した。それが、貿易摩擦発生のもう一つの要因となったのである。

4) *e.g.* The Myer Report, Chap. IV.

1 供給側にとって不可欠な長期契約

日本に農産物を輸出するオーストラリアにとって、その生産体制上、長期にわたって安定した需要を保証する長期契約は不可欠の必須要件である。買い手側がある年は契約した量を購入するが、つぎの年は購入量を大幅に削減またはゼロにするというのでは、膨大な初期投資や長い懐妊期間を要する生産は成立不可能となってしまう。買い手が日本一国に大きく集中し、ほぼ独占的である場合には、それはなおさらのこととなる。

たとえば、鉄鉱石を初め鉱物資源の開発と生産は、探査、フィージビリティ・スタディーを経て開発の決定と推進、無人の荒野における鉱夫の居住用住宅の建設と電気、ガス、水道等公益事業サービスの整備、鉱石運搬用の道路や輸送用の鉄道の建設、輸出のための港湾の新設等々、探鉱から実際の輸出に至るまでに巨額の初期投資と5年程度の期間を必要とする。この場合、10年程度にわたる安定した需要の確保は、信頼しうる供給にとって不可欠の条件となる。

また、オーストラリアの牛肉生産はその約半数を輸出し、日本は最大の輸出先アメリカに次ぐ世界第2位の市場となっている。牛肉生産はある年数の懐妊期間を要するから、安定した需要が大前提となる。しかも、オーストラリアでは、日本の消費者が好むいわゆる霜降り肉を生産するために、特別にフィードロットという飼育方法をとっている。放牧による肉質の硬さを避けるために、こうりゃんや小麦や配合飼料を与えて、短期間に脂身を多くする。このような肉は、日本以外へは売れない。したがって、日本向けに特化した農家にとって、独占的な買い手である日本の安定的需要は、生産の不可欠の要件となるのである。

こうしたことから、オーストラリアが日本にとって信頼しうる供給者となるためには、買い手側の日本に長期にわたる安定した需要を保証してもらうことが不可避の条件となる。すなわち、オーストラリア側にとって長期契約は、生産上必要不可欠の要件となるのである。「日本の需要の減

退、供給源の分散化は、長期的にみて、オーストラリアの生産の安定的拡大にとって不可欠である予測可能性という要素を損なうものである。……この関係の相互利益は、それぞれの側に一定の責任を生ぜしめるという原則を日本が受容することによって、オーストラリアの利益は増進されるのである⁵⁾とオーストラリア側は主張する。とはいえ、その一方で、「日本がオーストラリアに提供しているほどの規模と性格を持つ即座の代替市場は現在存在しない。……オーストラリアにとって最も適切な行動路線は、日本市場への過度依存を嘆いて、信頼しうる代替的販路を開拓する機会を探求することではなく、日本との相互依存関係をオーストラリアの利益にとって最も満足できるパターンに沿って発展させることを保証するために妥当と考えられるあらゆることをなすことである⁶⁾」と、一歩引き下がって強調している。これが意味するところは、とりも直さず、日本に長期契約を最大限順守してもらおうということに他ならない。

2 買い手側の長期契約逸脱志向

一方、買い手側の事情はどうであろうか。長期契約のもとでは価格、数量ならびに期間が固定される。ところが、買い手側の不況は、契約した量の引き取りを困難にする。世界相場の変動は、固定価格での取引を難しくする。為替相場の変動とインフレ率の格差は、実質価格を変動させる。したがって、買い手側は基本的には、長期契約による購入量や価格の長期的拘束を離れて、必要な時に必要な量を、その時々で、できるだけ安く買いたいというのが本音であろう。

食糧難や資源不足時には長期契約に応じ、安定的市場となることに忠実であっても、契約締結後の長い期間中には情勢の変化が生じることは避けられない。その際には、長期契約の拘束と自由な購入への志向との間で板

5) *Ibid.*, para. 4・17.

6) *Ibid.*, paras. 4・10 and 4・11.

挟みとなり、「長期契約順守の義務感」とそれからの逸脱欲求との間で揺れ動くであろう。こうした買い手側の心理状態に対して、オーストラリア側は、安定供給の裏付けとして「信頼しうる市場という義務感」を強調する。『マイヤー報告』も、つぎのように主張している。

「豪日関係における最も深刻な欠陥の一つは、供給の保証 (security of supply) と市場への接近の保証 (security of access to markets) に関して双方が受け入れなければならない義務は何であるかについて、明確な合意が欠いていることである。供給の保証についての日本式の解釈は、大ざっぱにいうと、いろいろな商品を好きな時に、そしてその際都合のいい量だけを自由に購入するということである。このアプローチは、オーストラリアの重要な利益を損なう可能性がある。……しかしながら、貿易関係の相互の利益は、双方の側にある種の責任を生ぜしめること、一方的な輸入の自由の主張は、長期的にみて日本自身の利益を損なうことになるであろうということを、オーストラリアは日本に説得するよう努めなければならない。日本がオーストラリアに安定的かつ信頼しうる市場へのアクセスを提供することへの返礼として、適正価格による安定供給の保証を受け、よって両国の基本的な利益を保護することは、より実際的かつ責務に応えるものである」⁷⁾。

しかしながら、その場合、最大の問題は、世界にはオーストラリア以外にも多くの競合的供給者がいるということ、そして、自由市場の国際市場はつねに、時には短期間にきわめて大幅に変動するということである。日豪貿易では、供給の不安定性よりも需要の不安定性の方が、より重要な特徴となっている。したがって、長期契約はオーストラリアだけでなく、双方に利点をもたらすものであることが強調されている⁸⁾が、長期契約の恩

7) The Myer Report, para. 5・9.

8) e.g. John Crawford and Saburo Okita, *Australia, Japan and Western Pacific Economic Relations*, 1976, paras. 4・25 and 4・26 (日豪調査委員会編『日豪

恵は明らかにオーストラリア側にとってより大きいと考えられる。

買い手側の日本がオーストラリアとの長期契約の順守にどの程度忠実であるかは、需要の変動もさることながら、基本的には、日本の長期契約についての考え方に基づくであろう。その際、日豪間で長期契約に関する認識に大きなギャップのあったことが、貿易摩擦発生の原因となったのである。

3 長期契約に関する日豪間の認識ギャップ

西欧社会は契約社会であり、長期契約を締結したからには、その後の事情の変化にかかわらず、契約は契約として忠実に履行しなければならないとされる。もし日本側が国内需要や国際市況の変動から長期契約を逸脱すれば、オーストラリア側は契約違反として日本を論難し、経済大国としての自覚と責任のなさを非難することとなる。

一方、日本側としては一般に、長期契約といえども、状況が変化すれば再交渉の余地があるものとする。オーストラリア側が契約を法的拘束力を持つものとするのは、重大なギャップがある。長年異民族間で闘争を繰り返してきた西欧社会と、同一民族間で以心伝心のもとに融通無碍の社会を築いてきた日本との精神構造の違いが、こうした思考態度の差を生ぜしめたといえよう。また、当時の日本には、国際取引上十分西欧型に成熟していなかったという問題点もあるであろう。

このような長期契約をめぐる認識ギャップのもとに、日本側がしばしばカットバック（引き取り量削減）を行ったことが、貿易摩擦発生の原因となったのである。長期契約には弾力的な「エスカレーション条項」の導入や価格設定方式上の問題点もあったが、日本側のカットバックに対してオーストラリア側は契約違反との論難のもとにさまざまな報復措置でもって対

↘ と西太平洋経済』日本経済センター、昭和51年、第4章）。The Myer Report, para. 5・13.

抗し、1960年代後半以降築いてきた日豪蜜月時代を70年代には早々と終焉に追い込むかのごとき深刻な危機を招来するに至ったのである。つぎに、その諸事例の具体的検討に進もう。

IV 貿易摩擦の頻発

1970年代には日豪間で、鉄鉱石、牛肉、砂糖と一連の貿易摩擦が続いた。これらの紛争は、第1に、日豪経済関係が「相互依存」の域にまで緊密化したがゆえにこそ生じたものであり、第2に、緊密化の媒体となった「長期契約」をめぐる両国間の認識ギャップがもたらしたものである。この貿易摩擦は、日豪両国の国内政策と対外政策の調整失敗の象徴的事例である。その原因を究明し、反省のなかから教訓を学びとり、摩擦緩和の具体策を模索しよう。

1 鉄鉱石のカットバック問題

鉄鉱石のいわゆるカットバック（引き取り量削減）問題は、単に鉄鉱石だけの問題ではなく、石炭などをも含む鉱物資源の開発と貿易における一般的问题として把握しなければならない性質のものである。

(1) 1972年の最初のカットバック

オーストラリアの鉄鉱石（および石炭）は、1960年代前半の開発を経て60年代後半に輸出が開始され、そのほとんどを占める対日輸出は、日本の高度経済成長と重化学工業化進展の波に乗って年々急速に伸びた。ちなみに、1960年代後半から70年代前半にかけての10年間の対日鉄鉱石輸出は、年平均63.0%という驚異的急増ぶりを示した（表6-1より算出）のである。

ところが、1972年に最初のカットバック問題が生じた。1960年代にわが国の鉄鋼生産量は大幅に伸びたが、1971年のニクソンショックのため

に粗鋼生産見通しが急変してしまった。オーストラリア側は従来の順調な見通しをベースにして開発を進めてきたが、日本側は景気後退のために突如として引き取り量の削減を打ち出したのである。1972年に630万トンの削減、73年にも630万トンの削減が行われた。このため、ハマズリー社がマウント・トムプライスの奥地に1億6千万豪ドルを投じて新たに開発したパラバドゥー（Paraburdo）鉱山は早々と閉山を余儀なくされ、鉱山労働者のために建設した住宅は利用者を失い、新興の鉱山町はたちまちのうちにゴーストタウンと化してしまった。これは拡大基調を維持してきた日豪経済関係における初めての異変であり、日本の契約違反とそのオーストラリアへの社会的、経済的影響がオーストラリアでセンセーショナルな問題となり、対日不信を強めたのである。

実際、石油危機以後の日本の不況、減速経済への移行、鉄鋼業界の不振などの影響から、オーストラリア鉄鉱石の対日輸出は、1974年の6,788万トンを最高に、その後は漸減していった。その結果、対日輸出長期契約量と実際の引き取り量との差は、次第に拡大していった。日豪の鉄鋼関係の統計によれば、契約量のうち実際の引き取り量は1975-76年は98.5%、1976-77年は88.6%、1977-78年は87.6%、1978-79年は77.7%と悪化していった⁹⁾。そのため、オーストラリアの鉄鉱石の増産、開発プロジェクトのほとんどが、繰り延べを余儀なくされたのである。

(2) 1978年のカットバックの大幅拡大

1978年は、唯一の例外を除けば、日豪貿易関係が平穩に推移した年であった。唯一の摩擦は、鉄鉱石貿易におけるカットバックの大幅拡大と鉄鉱石交渉における対立であった。

1978年には、日本の粗鋼生産が深刻な不況に見舞われ、鉄鉱石の契約輸入量の大幅な削減をせざるをえなくなった。それをめぐって日豪間で紛争が激化し、オーストラリア政府は対抗措置としてガイドラインの設定を

9) 『海外市場』（日本貿易振興会）1979年5月号、25ページ。

行うという事態を招いた（ただ、その後の市況の回復により、この紛争は自然に解決した）。

1978年度の日豪鉄鉱石交渉についてアンソニー副首相兼貿易・天然資源相は、交渉のやり方も結果もきわめて不満であるとの意向を表明したが、その要点はつぎのように要約できる。

- (1) 日本側の交渉窓口の一本化は、商業ベースの価格交渉といえるものでない。結果として決まった価格は、正当かつ合理的なものとはとてもいえない。
- (2) オーストラリアの鉄鉱石・石炭業界は、過去10年間に30億ないし40億米ドルの投資をしており、したがって、契約条件のいかなる変更にも細心の考慮が必要である。ただし、経済環境の重大な変化に対応するだけの弾力性をもつことを否定するものではない。
- (3) エスカレーション条項は安定供給の必要部分と考えるべきであり、これだけをとらえてうんぬんするのは適当でない。
- (4) 日本の鉄鋼業界の事情から、1960年代や70年代初めのような急成長は期待しない。しかし、日本の総輸入の48%ないし49%のシェアは、長期的にも維持していきたい¹⁰⁾。

(3) 反省と教訓

1972年の最初のカットバックの際、事前協議の不足が問題を深刻化したとの反省から、それ以来日本の鉄鋼業界は、オーストラリアの鉱山業界との接触の密度を高めてきた。そのため、日豪双方の側に相手方の事情に対する理解がみられるようになり、それがカットバックの摩擦をある程度緩和し、紛争への移行の防止に役立ったことは明らかである¹¹⁾。オースト

10) 『日本経済新聞』昭和53(1978)年10月2日付。

11) とはいえ、「鉄鉱石のカットバック問題はオーストラリア国内に深い傷跡を残し、日豪関係の悪い意味での原点となった」との指摘もなされている(長坂寿久『北を向くオーストラリア』サイマル出版会、1978年、195ページ)。

リア側も日本の鉄鋼業界の厳しい環境を理解し、ある程度の削減はやむをえないが、日本の鉄鉱石輸入において一定のシェアは維持したいと主張するようになった。そして、その後は、長期契約の価格改訂が中心問題となるに至ったのである。

以上の鉄鉱石カットバックの経緯を通して、つぎの諸点を教訓として指摘しておきたい。第1に、相互に密接な接触の機会を保ち、相互理解を深めることが何よりも重要である。摩擦が発生した時、また発生が予想される時に、相互に話し合いの機会を多く持ち、自らの側の事情の説明と相手側の事情への配慮を相互に積み重ねることによって、深刻な紛争への発展を阻止しうることは明白であり、かつ肝要である。第2に、現地備蓄を積極的に進めることである。これはカットバックの摩擦回避の一方法として有効と思われる、オーストラリアの山元も期待しているところである。第3に、より積極的かつ協力的な方法として、現地加工への協力が考えられる。オーストラリアでの付加価値の増大と雇用の吸収は、オーストラリアの最も新しい要望である。それによる日本への影響が一時的にみられるとしても、これは単なる摩擦回避の一手段としてだけでなく、長期的な協力関係の育成からも重視されるべき対策である。

カットバック問題と鉄鉱石交渉の経験から、『マイヤー報告』にもすでにみられたように、オーストラリアの資源貿易政策はその後微妙な変化をみせるに至った。輸出の事前承認制、ガイドラインの設定、中国市場の重視など、対抗的ともいえる動向が目立ってきた。オーストラリア側の資源輸出に対する取り組み方のこうした変化は、日本側にこれまでと違った対応の必要性と注意を喚起させるものとなった。

2 牛肉紛争

牛肉生産は一般に、(1) 懐妊期間の長い投資を必要とする。そのうえオーストラリアの牛肉生産は、(2) アルゼンチンに次ぐ世界第2位の水準に

あり、(3) 輸出依存度はニュージーランドとともにきわめて高い。しかも、(4) 日本市場向けにフィードロット(穀物多給飼育)システムによるいわゆる「霜降り肉」の生産のために、特別の努力と投資を行った。以上から、オーストラリアの牛肉生産にとって「長期安定的な日本市場の確保」は不可欠の存立条件であり、日本の長期安定輸入に特別の関心を寄せることになった。

ところが、日本側では、牛肉は食肉中唯一の輸入制限品目として特別の保護と統制を受けていた。1970年代当時、食肉中羊肉、鶏肉、馬肉には政府の介入は全くなく、貿易、価格とも自由市場に任されていた。豚肉は牛肉とともに政府の市場管理の対象となっていたが、それは価格についてのみであり、輸入量は自由化されていた。これらに対して牛肉は残存輸入制限品目の一つであり、畜産振興事業団が一括輸入していたのである。1970年代前半に、その8割前後はオーストラリアからで、あとの1割前後はアメリカから、そしてニュージーランドなどからとなっていた(一方、オーストラリアの牛肉輸出の1割前後が日本向けであった)¹²⁾。その際の割当量の決定、輸入量の削減、その変更の仕方をめぐって、1970年代に深刻な牛肉紛争が生じたのである。

(1) 1974年の第1次牛肉紛争

最初の牛肉紛争は、1974年に起きた。日本の牛肉輸入枠は、1971年度は3万6千トン、72年度は7万1,500トンであったが、1973年には、前年末の好況と世界的な牛肉消費の急増による牛肉不足から、同年度下半期(1973年10月~74年3月)に4万トンとしていた輸入枠を9万トンに大幅拡大し、合計16万トンの輸入を約束した。この枠拡大は牛肉価格の上昇と相まって、オーストラリアの農家の子牛の購入、牛肉の増産に拍車をかけた。ところが、同年秋の石油ショックで日本の牛肉消費は減少に転じ、

12) 後藤健生「日豪牛肉紛争(1974-77)」日本国際政治学会編『日豪関係の史的展開』(国際政治68)昭和56(1981)年8月、を参照。

牛肉相場が暴落した。そのため、急遽これを12万トンに削減し、それでも追いつかず、8万トン輸入したところで1974年2月、4万トンの輸入枠を残したまま輸入の全面禁止措置をとらざるをえなくなった。しかも、これはオーストラリア政府に何の事前通告もなしに、日本側で一方的に発表してしまったのである。

このことはオーストラリア側を強く刺激し、1975年2月にクイーンズランド州のピーターセン首相は「牛肉と石炭のリンク輸出」案を発表し、日本側の牛肉輸入禁止に対して石炭の輸出禁止で対抗すべきであると宣言し、連邦政府を突き上げた。この発言を契機として、日本側も牛肉問題の深刻さをようやく認識するに至ったのである。1975年3月には、クイーンズランド州のサリバン農相が、牛肉輸入再開を要請する使節団の団長として来日し、「石炭産業に従事する労働者1人に対して、牛肉産業に従事する労働者は5千人にも上る」¹³⁾と、1年以上にわたる日本政府の牛肉輸入禁止が同州の牛肉産業に与えている打撃と窮状を訴えた。

(2) 1976年の第2次牛肉紛争

1974年度の割当量はゼロ、15カ月もの長期にわたる輸入凍結を経て1975年6月から輸入が再開されたが、1976-77年に第2次牛肉紛争が起こった。1976年度上期の輸入割り当てが4万5千トンと発表された時、日本の牛肉輸入量は国内の需要と生産量からみて通常年間9~10万トンが適正数量とみられていたことから、輸出国側は下期もそれに相当する数量を当然予想していた。1975年11月に政権を奪回した自由・地方党連合のフレーザー首相も、最初の外国訪問地として翌76年6月に「日豪友好協力基本条約」調印のため来日した際、三木首相との会談における同首相の発言から、下半期にも同程度の輸入割り当てが当然あるものと予想した。それにもかかわらず、1976年11月に、下半期の割当量は半分以下の2万

13) 横田哲治『牛肉はなぜ高いか』サイマル出版会、1977年増補版、1978年、81ページ。

トンと発表されたのである。

この削減は、76年12月に衆議院選挙を目前にしてなされたため、外国の生産者の犠牲において日本の肉牛飼育農家への選挙対策として政治的決定をしたものとオーストラリア側は硬化し、フレーザー首相から三木首相宛てに「日豪友好協力基本条約の精神に反する」との抗議書簡が送られるとともに、漁業協定を拒否するという報復措置で対抗してきた。マグロ漁業など日本の遠洋漁業船のオーストラリアへの寄港認可を取り決めた「日豪漁業協定」は、1976年11月で期限切れとなるため、2年間延長の合意がすでに成立していたが、オーストラリア側はそれを白紙に戻し、1月までの暫定延長に切り替えるという報復措置を発表したのである。このため、日本側は譲歩して枠を復活、2万トンを追加して合計4万トンを輸入することで、漁船寄港協定ともども合意をとりつけたのである（ただし、ニュージーランドの牛肉輸入がその影響を受け、その方から新たな問題が提起されたが）。

(3) 反省と教訓

こうした一連の牛肉紛争を通してオーストラリア側は、「日本の牛肉輸入政策は年によって数量の変動が激しく、きわめて不安定であるため、生産計画がたてられない」と不満を表明し、日本の牛肉輸入の長期安定化を要望してきた。具体的には、輸入量の安定的増大と割当量設定の長期化（割当量の設定を半年ごとでなく、たとえば1年ごとにというように）である。これに対して輸入側のわが国は、牛肉需要は牛肉そのものの需要だけでなく、牛肉以外の食肉や水産物の需給動向とも密接に関連し、予測が困難であると反論した。しかし、牛肉生産は投資の懐妊期間が長く、その安定的供給のためには安定的需要が前提となるという生産者側の立場への配慮はやはり重要であろう。

牛肉紛争の教訓として、つぎの諸点を指摘しうる。第1は原則的な問題であり、輸入割当量の決定に客観的なルールを設けることが必要である。

通常の貿易交渉では、国内産業の保護の緩和、さらにはその撤廃による自由化が問題となるであろう。しかし、オーストラリア側が要望しているのは自由化そのものではなく、輸入割当量の増大なのである。ところが、日本の輸入割当量の決定は客観的なルールなしに、いわば場当たりの行われてきたため、オーストラリアの不安と混乱の原因となり、また、オーストラリアに対する説得力にも欠けた。牛肉生産はいずれの国でも手厚い保護の対象となっており、ちなみに、EC では国内の支持価格と海外市場価格との間に、アメリカでは国内消費量と輸入割当量との間に、一定のルールが設けられていた。これらの例を参考にして、わが国でも明示的なルールに基づく輸入割当量の設定を制度的に確立する必要があった。それは対豪説得力を持ち、オーストラリア側の過度の不満と混乱の回避にある程度有効となるに違いなかった。

第2はやや技術的な問題で、輸入割当量の安定化である。牛肉生産の特殊性に鑑み、また日本国内での自給不足からみて、輸入量の安定化は輸出側と輸入側の双方にとって望ましく、かつ必要である。一つの折衷的な方法として、多少の需給変動はあっても、ほぼ確実に輸入できる量を「年間枠」として設定し、それ以外の必要量は「半年枠」として弾力的増減の余地を残す、ということも考えられたであろう。

第3は、よりいっそう技術的な問題であるが、カットバックのできる限りの回避と、それがやむをえぬ場合の慎重な事前協議の必要性である。カットバックはもちろぬ方が好ましいが、世界情勢の変化や日本国内の牛肉生産の立場との調整上それがどうしても不可避の場合は、これを「一方的」に行うのではなく、事情の十分な「説明」と密接な「協議」を経て実施すべきである。過去の牛肉紛争の場合の日本のやり方については、貿易や外交の常識を逸脱したものと非難されても仕方のない面もあった。事前協議こそは相互理解の深化、摩擦の緩和、日豪協力体制の確立のうえできわめて重要である。実際に両国政府はその後、牛肉紛争の未然防止を目

的として、定期的に需給情報の交換を行い、既定した合意のフォローアップを図るための協議の場を設けた。

3 砂糖戦争

1970年代半のオーストラリア原糖引き取り問題は砂糖戦争ともいわれ、一時は日豪関係の全面的崩壊に導きかねないと懸念されたほど深刻なものであった。それは長期契約と国際取引について、日本側に多くの教訓を残した。

(1) 1975年の砂糖協定

砂糖戦争は、1974年12月、日本の精糖会社33社（その後は32社）とクイーンズランド州の原糖輸出窓口会社（CSR）との間で結ばれた砂糖貿易の長期契約が発端となった。当時オーストラリアは、1971年のイギリスのEEC加盟に伴う英豪砂糖協定の失効に遭遇しており、オーストラリア側から日本に対して、砂糖長期協定の申し出がなされた。日本は年間250万トンから270万トンの砂糖を輸入しており、その頃の輸入先はキューバの約90万トンを筆頭に、オーストラリアから60万トン、南アフリカから50万トンなどとなっていた。時あたかも砂糖の需給は世界的に逼迫状態にあり、日本は砂糖の国内価格抑制の必要が大きかったことから、長期協定の交渉に入ることにしたのである。協定の内容は、表8-8が示すように、1975年7月から5年間、年間60万トンの原糖を、トン当たり229ポンド（2年後の妥結時点、すなわち1977年10月26日の換算レートでは280ポンド弱）の「固定価格」（これが問題発生の最大原因となった）で日本側が輸入するというものであった。

世界の砂糖相場は1960年代には安値低迷を続けていたが、1970年代に入り上昇し始め、ロンドン自由市場の砂糖価格は、1970年のトン当たり40.33ポンド（年平均）から73年には99.62ポンドへ上昇、74年には異常に急騰し続けた。契約当時の国際砂糖相場は450ポンド前後であり、1974

表 8-8 砂糖戦争の推移

〈日豪砂糖長期輸入協定〉	
1. 契約期間	1975年7月から1980年6月まで
2. 契約数量	年間60万トン
3. 契約価格	原糖トン当たり229ポンド（2年後の交渉妥結時の為替相場換算ではポンドの下落で285ポンド）の固定価格
.....	
〈オーストラリア側最終案〉	
1. 価格修正	1977年7月から8%値引き
2. 契約期間	1980年から2年間延長
3. 延長期間の数量	年間60万トン
4. 延長期間の価格	8%の値引き分を上乗せした固定価格とする
.....	
〈日本側最終案〉	
1. 価格修正	1977年7月からの新価格はトン当たり172ポンド
2. 契約期間	1980年から2年間延長
3. 延長期間の数量	年間60万トン
4. 延長期間の価格	国際相場を基準とし、トン当たり38ポンドを上乗せする
.....	
〈最終妥結案〉	
1. 契約期間	1980年から1年延長（長期契約の残り3年を4年に延長）
2. 契約数量	年間45万トン
3. 契約価格	7%値引きした260ポンド程度の固定価格
4. 新契約の数量	ほかに1977年から4年間に合計60万トン
5. 新契約の価格	上限価格300ポンド程度、下限価格150ポンド程度の範囲内での国際相場を基準とする変動相場価格

（出所）遠山嘉博「日豪相互経済政策の展開と課題」『オーストラリア研究紀要』第6号，1980年12月，57ページ。

年11月には最高566.33ポンドの高値にまで暴騰したから、これはきわめて有利な契約として日本の業界、消費者に歓迎された。

（2）国際相場の激変と契約の破綻

ところが、いざ輸入段階にはいると国際相場は下落し続け、トン当たり100ポンド余りになってしまった。ちなみに、1977年8月のロンドン相場

は、トン当たり 115 ポンド前後であった。契約当時の契約価格は国際相場の半値程度であったが、輸入段階に入ると、逆に 2 倍以上の高値となったのである。この原料高と製品安のために、日本の精糖メーカーは 1,000 億円を超える赤字となった。この苦境から日本側は値下げ交渉を行うことを申し入れたが、オーストラリア側は契約違反として断固として妥協せず、両者の対立は激化していった。こうして砂糖協定は、1975 年 7 月 1 日の発効早々に実施困難に陥り、破綻を迎えることとなったのである。

日本側は当初 CSR 社に対し、契約量の引き取り繰り延べを申し入れ、CSR の強い反発を受けたが、1975 年下期の輸入予定量 30 万トンの 76 年上期への繰り延べに成功した。しかしながら、国内砂糖メーカーの赤字累積と経営危機の表面化に直面し、価格交渉を申し入れたが、これに対してはオーストラリア側は長期契約を盾に一歩として譲歩せず、対立は頂点に達した。日本側の原糖引き取り拒否にもかかわらずオーストラリア側は船積みを強行し、原糖積載船十数隻が東京湾上に立ち往生するという深刻な事態に至ったのである。

日本側の値下げ要求は、協定書にある「1 契約年度につき 1 回、契約の運用および継続性について見直しをする」との見直し条項を根拠とするものであった。これに対しオーストラリア側は、「長期契約は数量と同時に価格をも決めたものである」との考え方から、トン当たり 229 ポンドという協定価格を「固定価格」と考え、また、この値段は当時の国際相場の約半値にすぎないものであったから、日本側も当然その固定価格で購入するものと理解した。さらに、原糖の生産にはそれ相当の設備投資が必要であり、この契約による対日輸出拡大のため、オーストラリアの生産農家や砂糖業者は 4 億豪ドルを超える設備投資をしたというのである。

砂糖交渉は 2 年間もの間難航し、ついに 1977 年 9 月 15 日、クイーンズランド州は日本の精糖業界を相手取り、その契約不履行を理由に 9,460 万豪ドル（約 275 億円）の損害賠償を求める訴状をロンドン砂糖協会に提示

するに至り、最悪の事態を迎えた。その後当事者間の真剣な話し合いの結果、1977年10月26日、ようやく妥結にこぎつけたのである。その内容は、表8-8に明らかなように、つぎの2本立て契約である。

- (1) 長期協定の残り3年を4年に延長し、年間60万トンの日本側引き取り量を同45万トンとし、価格は固定価格とする（固定価格の内容は秘密事項として明らかにされていないが、関係筋によると1トン当たり258ポンド程度とみられる）。
- (2) 新たに三井物産、三菱商事など11商社がCSRと新契約を結び、4年にわたり年間15万トンを引き取り、価格は国際相場を基準とする変動価格とする。

これは、3年間で合計180万トン固定価格で日本側が買い入れるという旧協定に比べて、双方が譲歩し合ったものと評価できる。(1)固定価格分の総量は180万トンで不変であるが、期間を4年に延長し、価格をある程度下げたこと（わずか7%程度。しかし、円高の助けがあった）で、日本側の支払い負担を軽減するとともに、(2)新たに変動価格による引き取り分合計60万トンを設定して、オーストラリア側に安定市場を提供した。

(3) 反省と教訓

日豪砂糖戦争はこうして何とか決着をみたものの、国際取引に未成熟なわが国の業界に対して多くの教訓を残した。第1は、国際契約の厳しさである。すなわち、国内取引と国際取引の異質性の認識欠如および契約の尊重と順守の意識の欠如に対する反省である。日本社会の価値観は家族的、心情的であるが、非日本的社会の価値観はより原則的、イデオロギー的である。わが国の国内取引では、紛争の発生を予想して契約するとか、発生した紛争を話し合いでなく訴訟で解決することは稀である。しかし、国際社会は契約社会であり、万事が契約の締結とその順守によって運営される。そこでは日本式思考方法は全く通用しないから、国際信義の重要性という観点に立てば、日本側は「契約は契約」として、いかに苦しくとも守

り通すべきであったと思われる。自己の都合で改訂を要求するのは甘えの反映であり、国際感覚の未成熟の証拠であるといわなければならない。ただ、日本と同様にオーストラリアと固定価格で契約したマレーシアが、1977年の契約分を引き取っていないとか、ニュージーランドも固定価格を問題にし始めているといった、類似の新しい動きもみられる。しかしその反面、1965年にイギリスは、契約後の国際相場的大幅下落にもかかわらず、契約価格で支払ったという例もある。国内取引と国際取引の契約に関する思考の相違を反省し、経済大国としての責任を自覚した行動をとることが必要であると思われる。

第2は、契約内容に対する反省である。国際契約が厳しいものであるからには、慎重な態度、緻密な契約内容が不可欠の要件となる。砂糖の長期契約にみる日本側の契約のずさんさ、商社と精糖業界の安易な投機的態度は厳に責められねばばるまい。反省すべき具体的なポイントを、いくつか指摘することができる。(1) 5,000億円近い巨額の取引にもかかわらず、条文の細かいつめをすることなしに契約していること、(2) 万一の価格暴落に備えた対処条項を欠いていること、(3) 長期取引協定は数量契約にとどめるべきであったことなどである。とくに(3)は、砂糖のごとき市況変動の激しい商品についてはきわめて重要な配慮である。事実タイなどに、数量のみの契約の例をみることができる。

第3は、相互理解の必要性である。オーストラリアの生産者の立場に対する日本側の理解の乏しさが、摩擦の原因となったことは事実である。しかしその反面、契約締結後の環境の激変を考えると、オーストラリア側も普遍的な商取引慣行として、日本業界の窮状に理解を示すべきでもあった。日本向け原糖積載船の強引な送り出しにみられるその交渉態度には、当然日本側も堂々と反省を求めるべきである。もっと早い段階での密接な話し合い、緊密な協議があったならば、お互いに相手方の事情に対する配慮、相互理解が醸成され、局面打開の決意と糸口の発見に導いたに違いない。

いと反省させられる¹⁴⁾。

4 長期契約弾力化の諸方策

(1) 長期契約の弾力化交渉

長期契約は、その契約条件でもって輸出側と輸入側の双方を長期間拘束する。このような長期契約が輸入側にとって不利となる¹⁵⁾のは、つぎのような場合である。(1) 契約締結後、国内景気の後退による需要動向の変化あるいは外貨事情の悪化などから、引き取り量の削減が要望ないし必要とされる場合でも、当初の契約数量分の購入を余儀なくされる。(2) 世界市況の変動（値下がり）があっても、契約価格に拘束されて不利な取引を強いられる。(3) 取引経路の固定化により、輸入先選択の機会が失われる。(4) その他契約条件の固定化により、柔軟な対応が不可能となる。要するに、市場の変化に即応した取引上の弾力的変更ができなくなるというデメリットが大きい。

これらの問題を考慮して、わが国としてはオーストラリアとの長期契約協定に、取引の弾力化を認める条項の導入を要求してきた。それは、たとえばつぎのようなものであった。

-
- 14) 長坂、前掲書、第4章2「日豪経済安保への模索」においては、以上の日豪貿易紛争の経過に照らして、日本側の身勝手さや相手方への配慮の欠如に対する慨嘆、オーストラリアにおける「日本人は契約を守らない」との認識の広がりへの憂慮が繰り返し表明され、日豪蜜月ブームの急速な冷却への強い懸念がみられる。ただ、その後の経過に照らしてみると、結局は、世界のどこからでも買える方が、「ガリバー型カスタマー」を相手にしなければならない方よりも強いというのが偽らざるところであると思われる。相互依存関係といえども、基本的には買い手側が強いことは、筆者がつとに指摘してきたところである。たとえば、つぎを参照のこと。遠山、前掲「日豪相互政策の展開と課題」26-27ページ。
- 15) もちろん逆に、買い手側に有利に、売り手側を不利にするような情勢変化もありうる。しかし、日豪貿易関係においては、既述のごとく、供給の不安定性よりも需要の不安定性の方がより重要な特徴となっているから、ここでは、このようなケースは考慮外とする。

- (1) 従来のように契約価格を数年から 10 年もの長期間固定するのでなく、毎年市場価格で見直しをするという「価格見直し条項」の導入
- (2) 景気変動に対応するための「不況（リセッション）条項」の導入
- (3) 為替変動に対応するための「為替変動条項」の導入
- (4) 数量について繰り延べ、切り捨てなどができるようにする「緩和条項」の導入
- (5) 契約の履行が困難な場合に再交渉に入る「ハードシヨップ条項」の導入
- (6) インフレに対応するための「エスカレーション条項」の廃止

1970 年代の対豪貿易摩擦の経験を経て、これら諸条項を契約締結の際に考慮する必要があるとの認識が、日本の側で急速に高まってきた。たとえば、1978 年 7 月初めの日豪鉄鋼原料会議で、日本側は不況条項の導入、エスカレーション条項の廃止など、長期契約のあり方の再検討を強く主張した。しかしオーストラリア側も、対日輸出のために莫大な投資をしてきた事実¹⁶⁾を説明、反論して一歩もゆずらなかった。長期契約が経済環境の重大な変化に十分対応するだけの弾力性をもつことが望ましいということについては、日本側はもちろんオーストラリア側も原則的には認識していた。しかし、長期契約弾力化については、日本側がきわめて積極的、能動的であるのに対して、オーストラリア側は消極的、慎重であった。そして、これは両国の利害が直接衝突する問題であるがために、容易に妥協点をみいだせない困難を伴う。進むべき方向としては、(1) リジッドな長期契約、(2) 長期契約の弾力化、(3) 長期契約の短期契約への切り替えの三つが、基本的に考えられよう。資源の長期安定的輸入の確保というわが国側の必要性和、資源開発の事業特性からくるオーストラリア側の要求とを考え合わせると、(2) の長期契約の弾力化の基本路線の上に合意点を見

16) オーストラリアの石炭、鉄鋼業界は、過去 10 年間に対日輸出のために 30 億～40 億米ドルもの投資をしてきたといっている。

いだし努力を重ねることが日豪双方にとって望ましい。

(2) 長期契約の弾力化私案

オーストラリア側に対しては、経済環境の重大な変化に対応しうるよう、硬直的な長期契約を弾力化することが望まれる。そこで、弾力化の具体的な方法として、つぎのような諸改善案を指示したい(表8-9参照)。

- (1) 固定化は量のみとし、価格はその時々の世界の相場に応じた変動価格制とする。
- (2) 契約量の中に、需要の変動に応じて引き取り量を変動(削減)できる幅を設ける(過去の慣行の公的容認)。
- (3) 景気変動にかかわらず、日本が毎年ほぼ確実に輸入する固定部分と、需要動向に応じた増減可能な変動部分との2本立てとする。
- (4) 固定部分には固定価格を、変動部分には変動価格を適用する。
- (5) 絶対量ではなく、日本の総輸入における一定割合を確保する。
- (6) 長期契約の期間を短縮する。

こうして西オーストラリア側が長期契約の改善、弾力化に柔軟な姿勢をとることは、日本の安定的需要の確保につながり、安定的市場アクセスへの近道となるであろう。1978年の鉄鉱石交渉におけるあつれきを経て、オーストラリア側は日本の輸入の絶対量を問題にしてきた従来の態度から、日本の世界輸入における一定のシェア(48%ないし49%)の確保を要求するというより柔軟な姿勢に転換したことは、弾力化の一例(改善案

表8-9 長期契約弾力化の具体例

	従来	改善案 1	改善案 2	改善案3		改善案 4		改善案5	
				(1)	(2)			(1)	(2)
量	固定	固定	固定 (一定幅でカットバック容認)	一部固定	一部変動	一部 固定	一部 変動	世界輸入の 一定割合	
価格	固定	変動	固定	固定	変動	固定	変動	固定	変動

5) として評価される。

V おわりに

以上みてきたように、1960年代後半のオーストラリアの鉄鉱石の対日輸出に始まる日豪間鉱物貿易を通して、日豪経済関係はそれまでの単なる相互補完の域を超えて「相互依存」にまで緊密化していったが、1970年代に入ると、それゆえにこそ、深刻な貿易摩擦の頻発をみるに至った。オーストラリアからの鉄鉱石、牛肉、砂糖等の輸入を進めるうえで日本側は、契約した引き取り量の削減を相次いで打ち出し、それに対してオーストラリア側は契約違反として諸々の報復措置でもって対抗し、両者の対立は険悪化していった。それは単に日豪経済関係のみならず、その政治問題化や外交上の険悪な対立を通して、日豪関係全般にわたり深刻な亀裂を生じ、両国関係崩壊の危機を招くに至ったのである。

貿易摩擦発生の原因として、第1に、日豪経済の相互依存といえども、それは「著しい不均等性」を内包した問題の多い関係であること、第2に、日豪貿易はオーストラリア側に輸出商品の生産体制上「長期契約」によることが不可避であるが、その順守をめぐる日豪間に大きな認識ギャップがあったこと、以上の2点を指摘した。貿易摩擦解決のためには、これらの原因の解消が必要となるが、第1の不均等な相互依存は、オーストラリアが日本に代わる大市場を見いだせないでいる以上、それによる解決は不可能である。第2の長期協定については、その弾力的運用を図る改善によってある程度の原因緩和を期待しうが、より根本的には、貿易摩擦の反省と教訓において指摘したところからも明らかなように、日豪間の相互理解の不足が大きな要因であった。

そこで、1970年代も後半になると、日豪双方において、相互理解促進への取り組みが積極的に展開されるに至るのである。そしてそれは、「ガ

貿易摩擦の発生と日豪関係の全般的危機

リバー型カスタマー」に対応しなければならないオーストラリア側において、より積極的であった。つぎに、その経緯の分析に進もう。

(2006年8月1日受理)